平成 25 年 5 月 14 日

各　位

会社名　　**サンコール株式会社**
代表者名　代表取締役社長　吉田　茂次
（コード番号：5985　大証第１部）
問合せ先　業務・管理部門長　杉村　和俊
電話番号　　：（075）881-5280

# 取締役の報酬額ならびにストックオプションとしての新株予約権の内容一部変更について

当社は、平成 25 年 5 月 14 日開催の取締役会において、取締役の報酬額ならびにストックオプションとしての新株予約権の内容一部変更についての議案を、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の当社第 96 期定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

（提案の理由）

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月22日開催の第90期定時株主総会（以下、「第90期定時株主総会」といいます。）において、年額2億2,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額はゼロ）、およびそれとは別枠として、当社の取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額5,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額はゼロ）とする旨ご承認いただきました。

しかしながら、今般、経済情勢が大きく変動したこと、経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大したこと、社外取締役増員への備え等諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額を改めさせていただきたいと存じます。

また、併せて、当社の取締役に対し、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有をより一層高めるため、ストックオプション枠（5,000万円）の範囲内で60個としていた発行制限を取り払いたいと存じます。

（議案の内容）

１．当社の取締役の報酬額は、第90期定時株主総会において、年額2億2,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額はゼロ）、およびそれとは別枠として、当社の取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額5,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額はゼロ）とする旨ご承認いただき今日にいたっておりますが、これらの上限額をそれぞれ、年額2億4,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額2,000万円以内）、および年額5,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額はゼロ）と変更いたしたいと存じます。

２．取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は、以下の内容に変更いたしたく存じます。

（1）新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数

上記新株予約権に関する報酬等の額（年額 5,000 万円以内）の範囲内で、取

締役会の決議において、新株予約権を割当てる日（以下割当日という）の株価、一定の基準により算出された株価変動率および新株予約権の行使可能期間等の諸条件によるブラック・ショールズ公式に基づき算出される新株予約権１個あたりの公正価額をもって除した数（整数未満の端数は切捨て）を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

なお、当社が、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から10年以内で、株主総会または取締役会で定める期間とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する株主総会または取締役会において定める。

３．上記取締役の各報酬等には、いずれも使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものといたしたいと存じます。

以　上